

(2) 指定試験機関等への立入検査の的確な実施

勧告	図表番号
<p>【制度の概要等】</p> <p>支援センターは、気象業務法の規定に基づき、①気象予報士試験の実施に関する事務（以下「気象予報士試験事務」という。）を行う指定試験機関（注1）、②気象庁から提供された気象に関する情報を利用者に提供する業務（以下「情報提供業務」という。）等を行う民間気象業務支援センターとしての指定機関、③気象測器の検定の実施に関する事務（以下「気象測器検定事務」という。）を行う登録検定機関（注2）として、気象庁長官から指定又は登録を受けている。</p> <p>また、気象庁長官は、気象業務法第41条第5項に基づき、指定試験機関、民間気象業務支援センターとしての指定機関又は登録検定機関への立入検査権限を有している。</p> <p>（注1）気象予報士試験事務は、気象業務法第24条の5及び第24条の6に基づき、当該事務を行おうとする一般社団法人又は一般財団法人の申請により、気象庁長官が指定する者（指定試験機関）に行わせることができるとされている。また、気象庁長官は、同法第24条の6第1項第2号に基づき、気象予報士試験事務の実施に関する計画を適正かつ確実に実施するに足る経理的基礎及び技術的能力を有していると認めるときでなければ、指定試験機関の指定をしてはならないとされている。支援センターは、平成6年5月に、指定試験機関としての指定を受けている。</p> <p>（注2）観測に使用する気象測器については、気象業務法第9条に基づき、気象庁長官の登録を受けた者（登録検定機関）が行う検定に合格したものでなければ、使用してはならないこととされている。この登録は、同法第32条の3に基づき、気象測器検定事務を行おうとする者の申請により行うこととされている。支援センターは、平成16年3月に登録検定機関となっている。</p> <p>（注3）支援センターの体制は、平成21年9月1日現在、理事16人（常勤理事3人、非常勤理事13人）、職員29人である。財政規模は、平成20年度の事業活動収支で、事業活動収入が約6億7,000万円、事業活動支出が約6億円である。</p>	<p>表2-(2)-①</p>
<p>【現状及び問題点等】</p> <p>気象庁は、支援センターに対する立入検査について、国土交通大臣の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則（平成12年総理府・運輸省・建設省令第2号）に基づき実施しているものの、気象予報士試験事務、情報提供業務及び気象測器検定事務については、日常の業務においてその実施状況を把握しているとして、実施していない。このため、支援センターにおいて以下のような事例がみられた。</p>	<p>表2-(2)-②</p>
<p>ア 気象予報士試験事務</p> <p>① 試験問題の印刷等を発注した事業者に対し、試験問題の秘密の保持に関する責任を明確にした契約書等の文書を取り交わしておらず、気象予報士試験事務規程（以下「試験事務規程」という。）（注）で規定されている秘密の保持対策が不十分となっている。</p> <p>② 試験結果（実技試験）の採点について、試験事務規程及び試験委員会運営要領で規定する者以外の者に行わせ、また、これらの者に対する採点基準等の守秘対策が不十分となっている。</p>	<p>表2-(2)-③</p>

③ 試験事務規程の規定内容との間に齟齬が生じている試験委員会運営要領に基づき気象予報士試験事務を実施している。

(注) 指定試験機関は、気象業務法第 24 条の 11 第 1 項に基づき、気象庁長官の認可を受けた試験事務規程に基づき気象予報士試験事務を行うこととされている。

イ 気象測器検定事務

支援センターでは、検定に合格したことのある型式と同一型式の気象測器の構造検査における測定判定項目(注)については、資料の確認を行うにとどまり、測定器等による測定結果の判定を行っていない項目が 48.1% となっている。

その理由について、支援センターは、当該気象測器についてはその構造部分に変化することはなく、書面上の確認で十分と判断しているためとしている。

(注) 構造検査の判定項目には、視認判定項目、測定判定項目及び総合判定項目がある。「測定判定項目」とは、測定器等による測定結果の判定が必要な項目をいう。

【所見】

したがって、国土交通省は、気象業務法に基づく支援センターへの立入検査について、立入検査実施要領等を作成した上で的確に行う必要がある。また、不適切な事項を把握した場合は、厳正な指導を行うとともに、早期に改善措置を講じさせること。

表 2-(2)-④

表2-(2)-① 気象予報士試験事務、情報提供業務、気象測器検定事務に関する規程

○ 気象業務法（抜粋）

第2章 観測

（観測に使用する気象測器）

第9条 第6条第1項若しくは第2項の規定により技術上の基準に従つてしなければならない気象の観測に用いる気象測器、第7条第1項の規定により船舶に備え付ける気象測器又は第17条第1項の規定により許可を受けた者が同項の予報業務のための観測に用いる気象測器であつて、正確な観測の実施及び観測の方法の統一を確保するために一定の構造（材料の性質を含む。）及び性能を有する必要があるものとして別表の上欄に掲げるものは、第32条の3及び第32条の4の規定により気象庁長官の登録を受けた者が行う検定に合格したものでなければ、使用してはならない。ただし、特殊の種類又は構造の気象測器で国土交通省令で定めるものは、この限りでない。

第3章の2 気象予報士

（試験）

第24条の2 気象予報士になろうとする者は、気象庁長官の行う気象予報士試験（以下「試験」という。）に合格しなければならない。

2 試験は、気象予報士の業務に必要な知識及び技能について行う。

（指定試験機関の指定等）

第24条の5 気象庁長官は、その指定する者（以下「指定試験機関」という。）に、試験の実施に関する事務（以下「試験事務」という。）を行わせることができる。

2 指定試験機関の指定は、試験事務を行おうとする者の申請により行う。

3 （略）

（指定の基準）

第24条の6 気象庁長官は、他に指定試験機関の指定を受けた者がなく、かつ、前条第2項の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、指定試験機関の指定をしてはならない。

一 職員、試験事務の実施の方法その他の事項についての試験事務の実施に関する計画が試験事務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。

二 前号の試験事務の実施に関する計画を適正かつ確実に実施するに足る経理的基礎及び技術的能力があること。

三 （略）

2 （略）

（試験員）

第24条の8 指定試験機関は、試験事務を行う場合において、気象予報士として必要な知識及び技能を有するかどうかの判定に関する事務については、国土交通省令で定める要件を備える者（以下「試験員」という。）に行わせなければならない。

（試験事務規程）

第24条の11 指定試験機関は、国土交通省令で定める試験事務の実施に関する事項について試験事務規程を定め、気象庁長官の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 （略）

（監督命令）

第24条の14 気象庁長官は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定試験機関に対し、試験事務に関し監督上必要な命令をすることができる。

第3章の3 民間気象業務支援センター

（指定）

第24条の28 気象庁長官は、気象業務の健全な発達を図ることを目的とする一般社団法人又は一般財団法人であつて、次条に規定する業務に関し次に掲げる基準に適合すると認められ

るものを、その申請により、民間気象業務支援センター（以下「センター」という。）として指定することができる。

- 一 職員、業務の実施の方法その他の事項についての業務の実施に関する計画が業務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。
- 二 前号の業務の実施に関する計画を適正かつ確実に実施するに足る経理的基礎及び技術的能力があること。

（業務）

第 24 条の 29 センターは、第 17 条の規定により許可を受けて行われる予報業務その他の民間における気象業務の健全な発達を支援し、及び産業、交通その他の社会活動における気象に関する情報の利用の促進を図るため、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 観測の成果、気象庁がその業務の実施の過程において作成した予報に関する情報その他の気象庁が保有する情報（以下「気象情報」という。）の提供を行うこと。
- 二 前号に掲げる業務（以下「情報提供業務」という。）及び気象情報の利用に関する調査及び研究を行うこと。
- 三 気象情報の利用に関する事項について相談その他の援助を行うこと。
- 四 気象情報を利用する者に対する研修を行うこと。
- 五 前各号に掲げるもののほか、民間における気象業務の健全な発達を支援し、及び気象情報の社会活動における利用の促進を図るために必要な業務を行うこと。

第 5 章 検定

（登録）

第 32 条の 3 第 9 条の登録は、気象測器の検定の実施に関する事務（以下「検定事務」という。）を行おうとする者の申請により行う。

（報告及び検査）

第 41 条（略）

2 気象庁長官は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、指定試験機関、センター又は登録検定機関に対し、その業務に関し、報告させることができる。

3・4（略）

5 気象庁長官は、この法律の施行に必要な限度において、指定試験機関、センター又は登録検定機関の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

6・7（略）

（注）下線は当省が付した。

表2-(2)-② 気象庁による支援センターに対する立入検査の実施状況（平成16年度～20年度）

区分 年度	立入検査年月日	指摘事項
平成 16	12月16日	① 印影を印刷したものについても、公印押印記録に公印の使用状況を記録すること。 ② 窓口での資料閲覧請求に対応するため、法人における規程類を整備すること。
17	12月21日	収支計算書等の予算・決算書類について、科目表記、会計ごとの作成等を省略した形に変更されていたため、公益法人会計基準との整合を図ること。
18	12月14日	① 公務員に準じて、総人件費の改革・抑制をより一層図ること。 ② 一般事業について、コスト意識を持って赤字解消に、より一層努力すること。
19	12月20日	① 総人件費の改革・抑制をより一層図ること。 ② 一般事業について、コスト意識を持ってより一層努力すること。
20	21年2月10日	なし

(注) 1 気象庁の資料に基づき当省が作成した。

2 国土交通大臣の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則（平成12年総理府・運輸省・建設省令第2号）に基づき実施した立入検査の結果である。

表2-(2)-③ 支援センターにおける不適切な業務運営の事例

事務区分	要旨	内容
試験事務	試験問題の秘密の保持に関して、試験事務規程に沿った業務運営を行っておらず、試験問題の秘密の保持に関する措置が不十分	① 試験問題の秘密の保持に関しては、試験事務規程第24条において「試験問題の印刷、梱包、搬送その他試験の実施に際し部外に業務を委託する場合は、責任を明確にするとともに、必要に応じ職員を派遣し秘密の保持に当たらなければならない。」と規定している。 ② 支援センターは、試験問題の印刷、梱包を部外（民間）の印刷関係業者に、発送を運送会社に発注している。 ③ しかし、試験問題の秘密の保持に関する責任を明確にした契約書等の文書を取り交わしておらず、秘密の保持に関する措置が不十分となっている。
	答案の採点に関して、試験事務規程及び試験委員会運営要領に沿った業務運営を行っておらず、また採点基準等の守秘対策が不十分	① 支援センターは、試験事務規程第6条第1項において「試験事務の公正かつ適確な実施を図るため、試験委員会を設置することができる。」とし、試験委員会運営要領（平成6年5月18日制定、20年4月1日改訂）を策定している。同要領第7条において「委員会に、試験問題作成、答案採点に関する作業部会を置くことができる。」（第1項）、「部会に属させる委員は、委員長が定める。」（第2項）、「部会を構成する部員は、委員長が定める部会委員の推薦を受け、会長が委嘱したものを持って充てる。」（第3項）とされている。また、同要領第8条第1項において「委員及び部員は、試験問題の内容及び試験に係り知り得た情報等の秘密、並びに、自らが委員及び部員であることを他に漏らしてはならない。また、知り得た情報等の漏洩の防止に努めなければならない。」とされている。 ② しかし、支援センターは、試験問題の答案（実技試験）の採点を、作業部会の部員である気象庁職員、その他の者に委嘱している以外に、作業部会の部員ではない気象庁の元職員にも要請して行っており、試験事務規程に基づき規定されている試験委員会運営要領第7条に抵触する

		<p>実態となっている。</p> <p>答案(実技試験)の採点者(平成20年度以降) (単位:人)</p> <table border="1" data-bbox="485 309 1394 535"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">該当試験 答案採点者</th> <th>平成20年度 第1回試験</th> <th>20年度 第2回試験</th> <th>21年度 第1回試験</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>作業部会 の部員</td> <td>気象庁職員</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td></td> <td>その他の者</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td colspan="2">作業部会の部員以外の者 (気象庁の元職員)</td> <td>11</td> <td>11</td> <td>11</td> </tr> </tbody> </table> <p>③ また、答案の採点に関して採点基準に関する情報等の保護については、作業部会の部員(気象庁職員等)に対しては、試験委員会運営要領第8条において守秘義務を課すとともに、各部員から秘密の保持を遵守する旨の記載が入った「承諾書」(作業部会の部員への就任を承諾する文書)を徴しているが、作業部会の部員以外の者(気象庁の元職員)に対しては、電子メール等により答案採点の要請を行っており、採点基準に関する情報等の守秘に関する文書等を徴していない。</p>	該当試験 答案採点者		平成20年度 第1回試験	20年度 第2回試験	21年度 第1回試験	作業部会 の部員	気象庁職員	4	4	4		その他の者	1	1	1	作業部会の部員以外の者 (気象庁の元職員)		11	11	11
該当試験 答案採点者		平成20年度 第1回試験			20年度 第2回試験	21年度 第1回試験																
		作業部会 の部員	気象庁職員	4	4	4																
	その他の者	1	1	1																		
作業部会の部員以外の者 (気象庁の元職員)		11	11	11																		
<p>試験事務規程と整合性が取られていない試験委員会運営要領に基づき試験事務を実施</p>		<p>① 支援センターは、気象庁長官の認可を受けて、試験事務規程を策定し、また、同規程において試験委員会を設置することとし、別途、試験委員会運営要領を策定している(試験委員会運営要領は、気象庁長官の認可事項ではない)。</p> <p>② しかし、試験事務規程と試験委員会運営要領の規定内容をみると、次のとおり整合性が取られていないものとなっている。</p> <p>○ 試験事務規程第6条第2項では、試験委員会の所掌事務について、「試験委員会の委員は、i) 試験実施要領の策定に関すること、ii) 試験の出題方法に関することを審議する。」と規定している。</p> <p>一方、試験委員会運営要領では、試験事務規程では規定されていない「合格基準の決定」等に関する審議及び助言を行うことと規定している。</p> <p>また、試験委員会に置かれる「作業部会」は、試験委員会が審議・助言する事項になっていない答案の採点を行うことが規定されている。</p>																				

(注) 当省の調査結果による。

表2-(2)-④ 構造検査の測定判定項目に基づく判定の実施状況

(単位:項目、%)

区分	構造検査判定項目	測定判定項目 a				
				個別に測定を行 い判定する としている b (b/a)	器差検査と併せ て測定を行い判 定するとしてい る c (c/a)	資料の確認を行 うのみで測定は行 っていないとして いる d (d/a)
温度計	ガラス製温度計	50	5	5(100.0)	0(0.0)	0(0.0)
	金属製温度計	55	7	1(14.3)	0(0.0)	6(85.7)
	電気式温度計	65	14	3(21.4)	10(71.4)	1(7.1)
気圧計	液柱型水銀気圧計	72	3	3(100.0)	0(0.0)	0(0.0)
	アネロイド型気圧計	55	9	4(44.4)	3(33.3)	2(22.2)
	電気式気圧計	54	9	2(22.2)	3(33.3)	4(44.4)
湿度計	乾湿式湿度計	31	2	2(100.0)	0(0.0)	0(0.0)
	毛髪製湿度計	54	6	1(16.7)	0(0.0)	5(83.3)
	露点式湿度計	54	9	0(0.0)	3(33.3)	6(66.7)
	電気式湿度計	47	6	1(16.7)	0(0.0)	5(83.3)
風速計	風杯型風速計	74	13	0(0.0)	6(46.2)	7(53.8)
	風車型風速計	76	14	0(0.0)	6(42.9)	8(57.1)
	超音波風速計	56	9	0(0.0)	4(44.4)	5(55.6)
日射計	電気式日射計	53	8	1(12.5)	2(25.0)	5(62.5)
雨量計	貯水型雨量計	47	4	3(75.0)	1(25.0)	0(0.0)
	転倒ます型雨量計	65	8	3(37.5)	0(0.0)	5(62.5)
雪量計	積雪計	49	7	2(28.6)	0(0.0)	5(71.4)
計		957	133	31(23.3)	38(28.6)	64(48.1)

(注) 1 当省の調査結果による。支援センターが検定実施要領として使用している「気象測器検定指針(気象庁 2002)」に定める構造検査判定項目に基づき作成した。

2 検定に合格したことのある型式と同一型式の気象測器における構造検査の実施状況である。

3 構造検査項目の中には、気象測器の仕様により該当項目が分かれているものがあるが、表は延べ数を記載している。

4 () 内は、構成比である。